平成２９年（フ）第１２号
広島市東区尾長西２丁目３番21号
債務者　山本　文則
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地３　栄松Ａ団地73号室
債務者　齋藤　和代
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第２号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地293　ユーミーいちまるＶ201号
債務者　水野ひとみ（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目28番12号
債務者　西村　一徳
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北190番地10　クレイン東１号棟
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
宮城県栗原市志波姫堀口御駒堂146番地１　市営御駒堂住宅Ｂ－１－２、従前の住所宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番25号　グリンピュア古川Ｂ棟209号
債務者　鈴木　雄二
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
兵庫県明石市大久保町大窪1121番地の３　アルカンシェル204号、前住所神戸市西区秋葉台２丁目１番地の218
債務者　井上　雅子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
神戸市西区中野１丁目14番地の１　タウンハウス出合Ｅ－１号
債務者　関　　毅
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
神戸市西区中野１丁目14番地の１　タウンハウス出合Ｅ－１号
債務者　関　いづみ
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
兵庫県明石市二見町西二見123番地５　土山ハイツ206号室、住民票上の住所兵庫県明石市二見町西二見292番地の２　グランド・サン・フローラＭ307号
債務者　上甲　宏美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　48棟106号
債務者　冨永　桂彦
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　48棟106号
債務者　冨永美智子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
兵庫県明石市本町１丁目９番９号　シーサイドマンション603号
債務者　中野真紀子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２号
神戸市西区玉津町上池34番地の１　市住10―302号
債務者　森　　千早
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
広島県呉市西愛宕町６番17号　２Ｆ
債務者　木村　広保
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊1379番地28　コーポ久手堅303号
債務者　土井　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
那覇地方裁判所名護支部